

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大鰯町長 山田 年 伸

市町村名 (市町村コード)	大鰯町 (23621)
地域名 (地域内農業集落名)	蔵館① (蔵館、元長峰、苦木、長峰、九十九森、唐牛)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月15日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手の高齢化が進んでおり、地域内の大半の樹園地が山間部にあるため、傾斜地が多く、労働力と担い手の確保が地域内共通の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

限られた担い手が効率的に農地を集積しつつ、水稻、大豆、りんご、トマトの作付を地域内共通で行うものとする。活用が困難な農地については、林地化等の粗放的管理を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、既存の農地を最大限活用するものとする。しかし、急傾斜地など耕作条件が悪い園地においては、林地化等による粗放的管理を検討する。
区域内の水田は概ね耕作が行われていないため、基盤整備による再利用ではなく転作等による効率的な活用を検討する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
山間部にある樹園地については、担い手の高齢化や、中山間地域でのりんご栽培において、経営規模の拡大が非常に困難であることから、担い手による経営規模の現状維持を基本とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
後継者不在の樹園地については、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクへの貸付を基本とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
区域内の水田の再利用は困難であることから、原則実施しないものとする。基盤整備以上にりんご生産者が多い地区であることから、改植事業の活用により、耕作条件の良い樹園地とするなど、農地として活用できるよう創意工夫するものとする。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外を問わず、果樹経営体の育成を図る。省力化樹形栽培の導入を推奨するものの、山間部は降雪量が多い区域であることから、気候に対応した栽培方法の選択が必須である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害による耕作意欲の低下を防止するため、猟友会と連携し罠等の設置や追い払い等の対策を行う。
 ⑤省力化、生産性の向上を図るため、改植事業の実施を支援する。省力化栽培樹形の導入については、気候との兼ね合いもあるため、導入については検討と検証を重ねる必要がある。
 ⑦農地としての活用が困難な農地については、林地化等による粗放的管理を検討する。